

議案第 77 号

川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和 25 年川崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項第 2 号ア(㊦)中「第 292 条第 1 項第 4 号の 5」を「第 292 条第 1 項第 4 号の 2」に改め、同条第 2 項中「、同項第 2 号の連結事業年度開始の日から 6 月の期間若しくは同項第 3 号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第 4 号」を「若しくは同項第 2 号の期間又は同項第 3 号」に改める。

第 23 条の 4 第 1 項中「第 4 条の 7」を「第 4 条の 3」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同条第 2 項中「同項に規定する法人税額」を「、同項に規定する法人税額」に改め、「、同条第 4 項の規定によって申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在」を削る。

第 36 条第 2 項中「第 343 条第 9 項」を「第 343 条第 10 項」に改める。

第 39 条の 4 第 1 号中「第 349 条の 3 第 28 項」を「第 349 条の 3 第 27 項」に改め、同項第 2 号中「第 349 条の 3 第 29 項」を「第 349 条の 3 第 28 項」に改め、同項第 3 号中「第 349 条の 3 第 30 項」を「第 349 条

の3第29項」に改める。

第51条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第51条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第52条第1項中「は、第51条又は」を「が第51条若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

附則第7項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則第8項第2号を削り、同項第3号中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同項第7号中「附則第

15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同号を同項第11号とし、同項第13号中「附則第15条第33項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同号を同項第12号とし、同項第14号中「附則第15条第33項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同号を同項第13号とし、同項第15号中「附則第15条第33項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同号を同項第14号とし、同項第16号中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同号を同項第15号とし、同項第17号を削り、同項第18号中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同号を同項第16号とし、同項第19号中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同号を同項第17号とし、同項第20号中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同号を同項第18号とし、同号の次に次の1号を加える。

(19) 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合 3分の2

附則第8項第21号を同項第20号とする。

附則第22項第3号中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第7項の改正規定及び次項の規定 令和3年1月1日

(2) 第20条及び第23条の4の改正規定並びに附則第3項の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

2 改正後の条例（以下「新条例」という。）附則第7項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(法人の市民税に関する経過措置)

3 新条例第20条及び第23条の4の規定は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税又は都市計画税に関する経過措置)

4 新条例第51条の3の規定は、この条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定

資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

地方税法の一部改正に伴い、登記名義人等が死亡している場合における現所有者は、固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を市長に申告しなければならないこととすること等のため、この条例を制定するものである。